



古河市上下水道事業運営審議会

# 古河市の適正な水道料金の水準について

## 第2回検討会

令和5年7月6日  
事務局説明資料

# 1 適正な水道料金の検討方法

# 1 適正な水道料金の検討方法

## (1) 適正な水道料金の考え方

### 【水道料金決定の原則】

#### ○ 地方公営企業法 第21条

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

#### ○ 水道法 第14条第2項各号

1 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

2 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。

4 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

- 法令で示されている水道料金決定の原則に基づき、水道料金の水準を設定
- 適正な水道料金水準の算定にあたっては、「水道料金算定要領(※)」を用いる

※水道料金決定の原則(法令)の趣旨に基づき、(公社)日本水道協会が策定したもの

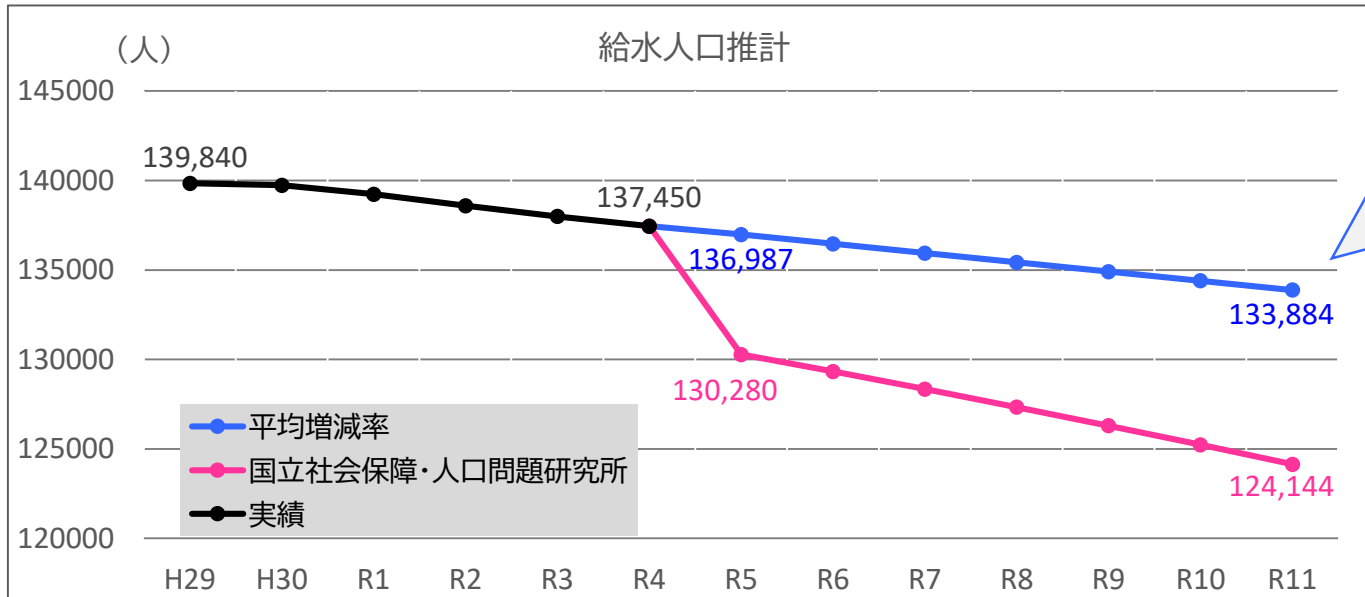
# 1 適正な水道料金の検討方法

## (2) 検討の手法

- 令和5年度以降の財政シミュレーションに基づき、適正な水道料金の水準を検討する
- 令和7年度から令和11年度までの5年間で算定期間とし、令和5年度から令和11年度までの財政シミュレーションを算定
- 推計にあたっては、収入及び支出が過大・過少とならないよう、現実的な数値を用いる

## (3) 給水人口の推計条件

- 給水人口は、複数の推計パターンの中から現実的な数値を採用



実績の推移と比較し、**国立社会保障・人口問題研究所**の推計に基づく数値では、大きく人口が減少し、過少となる恐れがあることから、**平均増減率**に基づく給水人口値を採用する

# 1 適正な水道料金の検討方法

## (4) 主な収入支出の推計条件

	No.	科目	推計条件
収入	1	料金収入	給水人口(人) × 1人あたり有収水量(102.97m <sup>3</sup> /年) × 供給単価(円/m <sup>3</sup> )
	2	野木町負担金	思川浄水場費のうち、固定費の18.3%・変動費の17.9%
	3	企業債	建設改良費支出額に基づき算出
支出	4	人件費	令和4年度実績額で一定
	5	維持管理費	令和4年度実績額ベースに加え、計画的な設備点検を反映
	6	動力費	令和4年度実績ベースで一定
	7	薬品費	令和4年度実績ベースで一定
	8	減価償却費	設備投資の見通しを反映するとともに、令和7年度以降にダム使用权を算入
	9	建設改良費	建設改良事業計画に基づき確実に見込まれる設備投資を反映
	10	思川開発負担金	令和7年度以降、ダム負担金・維持管理負担金・都市用水施設税を算入 ダム負担金の償還期間を30年で設定

※その他全ての収入支出を、科目別に推計

## 2 財政シミュレーション算定結果

# 2 財政シミュレーション算定結果

## (1) 現行の水道料金水準による推計

経営指標	実績(見込)		シミュレーション						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
ア 損益 (億円)	4.0	3.3	1.7	2.4	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 1.0	▲ 1.2	▲ 1.5
イ 内部留保資金 (億円)	36.7	40.3	41.1	45.5	46.4	47.5	48.5	49.4	50.6
ウ 経常収支比率 (%)	118.8	114.9	107.4	110.8	96.3	97.2	95.9	95.1	94.3
エ 供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	158.8	141.7	158.5	158.5	158.5	158.5	158.5	158.5	158.5
オ 給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	136.8	144.1	151.2	146.3	170.0	168.2	170.7	172.2	173.8
カ 料金回収率 (%)	116.1	98.3	104.8	108.3	93.2	94.2	92.9	92.0	91.2
キ 債務償還可能年数 (年)	5.1	5.1	6.0	13.3	15.1	15.2	15.3	14.7	14.9

※ エ 供給単価のうちR4年度の値は、物価高騰等対策水道基本料金免除の影響により低下している

※ オ 給水原価については、思川浄水場に係る野木町負担分を控除した値

思川の安定水利権取得  
水源開発費用が発生(年額約3.7億円)

### 主なポイント

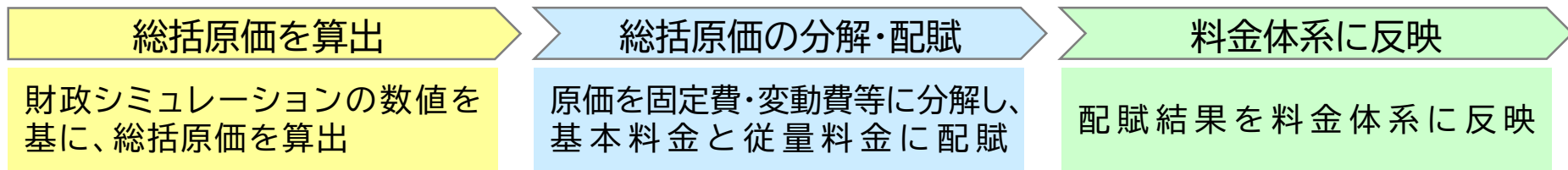
- 令和7年度以降に約1億円～1億5千万円の損失(赤字)が発生し、内部留保資金の累積が鈍化
  - ▶ 経営悪化がスタートし、将来の施設投資への備えが縮小
- 料金回収率は、令和7年度以降の給水原価の上昇に伴い90%台に低下
  - ▶ 供給単価が大きく原価割れ
- 借入金の返済能力を示す債務償還可能年数は、財務診断基準とされる15年を超過
  - ▶ 借入金の返済能力が低下し、財務リスクが上昇

# 3 適正な水道料金の算定



# 3 適正な水道料金の算定

## (1) 水道料金算定要領を用いた算定



- 本算定方法により、原価に対して適正な利潤を加えた料金水準が算出される
- 料金体系については、本算定結果を一律に適用すると、現行の体系から大幅な変更となることから、実情に応じて別途検討する必要がある

※算定要領においては、総括原価に将来の設備投資に備えた資産維持費(保有資産額の3%)を加えることとしているが、急激な原価上昇による料金への影響や現在の財政状況を踏まえ、資産維持費は算入しない

## (2) 適正な水道料金の算定結果 (消費税抜)

年度	現行の見込	適正な水道料金 算定対象期間				
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
有収水量 (千m <sup>3</sup> )	14,052	13,998	13,945	13,892	13,839	13,786
水道料金 (算定結果) (千円)	2,226,789	2,385,315	2,385,191	2,384,663	2,383,688	2,382,298
供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	158.5	170.4	171.0	171.7	172.2	172.8
期間平均：171.6円 ≒ <b>172円 (改定率8.5%)</b>						

# 3 適正な水道料金の算定

## (3) 適正な水道料金算定結果による推計

経営指標	実績(見込)		シミュレーション						
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
ア 損益 (億円)	4.0	3.3	1.7	2.4	0.9	1.2	0.8	0.6	0.4
イ 内部留保資金 (億円)	36.7	40.3	41.1	45.5	48.3	51.3	54.1	56.9	60.0
ウ 経常収支比率 (%)	118.8	114.9	107.4	110.8	103.8	104.8	103.4	102.5	101.6
エ 供給単価 (円/m <sup>3</sup> )	158.8	141.7	158.5	158.5	172.0	172.0	172.0	172.0	172.0
オ 給水原価 (円/m <sup>3</sup> )	136.8	144.1	151.2	146.3	170.0	168.2	170.7	172.2	173.8
カ 料金回収率 (%)	116.1	98.3	104.8	108.3	101.2	102.3	100.8	99.9	99.0
キ 債務償還可能年数 (年)	5.1	5.1	6.0	13.3	12.5	12.6	12.6	12.1	12.3

※ エ 供給単価のうちR4年度の値は、物価高騰等対策水道基本料金免除の影響により低下している

※ オ 給水原価については、思川浄水場に係る野木町負担分を控除した値

思川の安定水利権取得

水源開発費用が発生(年額約3.7億円)

### 主なポイント

- 損益は、令和7年度以降も純利益(黒字)を計上し、内部留保資金も安定して累積
- 料金回収率は、供給単価が給水原価と同水準となり、100%前後で推移
- 債務償還可能年数は、財務診断基準とされる15年以内を堅持

▶ 水源開発費用負担発生後においても、安定した経営が可能に

# 3 適正な水道料金の算定

## (4) 適正な水道料金水準を設定する基準

- 算定要領に基づく算定結果は、現在よりも各種経営指標数値は低下するものの、水源開発費用負担発生後においても安定した経営が可能となる結果となった
- 思川開発に係る水源開発負担金額については、令和6年の事業完了に伴う事業費精算後に実負担額が判明するため、今回の財政シミュレーションでは最大値で算入されている状況
- 今回の算定結果(改定率8.5%)はシミュレーション上の目安値であり、実際は本算定結果を基本としつつ、水源開発費用の実負担額を踏まえた各種経営指標を前提に改定率を設定する必要がある

### 【料金設定の判断基準となる経営指標】

経営指標	判断基準	考え方
経常収支比率	100%以上	純利益を計上している(黒字)
料金回収率	100%以上	給水原価を料金収入が上回っている
債務償還可能年数	15年未満	借入金に対して十分な返済能力を維持している

経営指標の判断基準をクリアした上で可能な限り低い料金水準とすることで、**低廉な水道料金**と**健全な経営**の調和がとれた料金設定とする